

(案)

熊毛国有林の地域別の森林計画書  
変更計画書

[平成25年12月変更]

(熊毛森林計画区)

計画期間

自	平成23年	4月	1日
至	平成33年	3月	31日

九州森林管理局



## 変更する理由

種目変更による対象森林の面積増及び植物群落保護林の設定に伴う公益的機能別施業森林の変更をするものである。

なお、本変更計画の効力は、平成26年4月1日より生じる。



## 目 次

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 .....	3
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	4
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	4
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 .....	4
別表1	
1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 .....	5
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の 機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 .....	5
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 .....	5
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 .....	6
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 .....	6



## II 計畫事項





## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### ○ 市町村別面積

単位 面積 : ha

区 分		面 積	備 考
総 計		<u>41,587.65</u>	
市 町 村 別 内 訳	西之表市	1,302.55	
	中種子町	593.12	
	南種子町	1,439.66	
	屋久島町	<u>38,252.32</u>	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図は、九州森林管理局及び屋久島森林管理署において縦覧に供する。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積：ha

区 分		現況 (平成24年3月31日)	計画期末 (平成35年3月31日)
面積	育成単層林 〔 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。 〕	8,973	8,850
	育成複層林 〔 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林 〕	123	123
	天然生林 〔 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。 〕	32,492	32,615
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		258	255

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4：「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域 (林班)	面積 (ha)	施業方法
総 数		<u>41,587.65</u>	
市 町 村 別 内 訳	西之表市	1102～1116	伐期の延長、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業(択 伐)のいずれかにより、水源 の涵養機能の維持増進を図 る。
	中種子町	1116～1119、1132、1133、1139	
	南種子町	1120～1131、1134、1135、1137、 1138、1140	
	屋久島町	1～35、37～40、43～72、74～112、 201～255、257～275	
		<u>38,252.32</u>	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域 (林班)	面積 (ha)	施業方法
総 数		<u>25,869.13</u>	
市 町 村 別 内 訳	西之表市	1102、1103、1108、1114～1116	長伐期施業、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業(択 伐)のいずれかにより、森 林の有する土地に関する災 害の防止機能、土壌の保全 機能の維持増進を図る。
	中種子町	1116、1117、1132、1133、1139	
	南種子町	1131、1135、1137、1138、1140	
	屋久島町	1～24、26～35、38、44～72、74～ 112、201、203～206、208～210、 212～241、245、246、249～251、 255、258、259、261～272、274、 275	
		<u>25,087.73</u>	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域 (林班)	面積 (ha)	施業方法
総 数		<u>665.91</u>	
市 町 村 別 内 訳	西之表市	1102、1103、1114～1116	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。
	中種子町	1116、1117、1132、1133、1139	
	南種子町	1131、1135、1137、1138、1140	
	屋久島町	108、109、111、204、210	
		<u>17.13</u>	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域 (林班)	面積 (ha)	施業方法
総 数		<u>16,857.98</u>	
市 町 村 別 内 訳	西之表市	1102、1108、1114	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。
	中種子町	1139	
	南種子町	1131、1140	
	屋久島町	1～10、12～24、27～32、38、44～47、50～63、65、75～77、79～108、110～112、203～206、212～215、228～233、261～271、274、275	
		<u>16,733.07</u>	